



和歌山市公報

令和 7 年（2 0 2 5 年）4 月 1 日
第 1 7 9 6 号発 行 所 和歌山市役所
発 行 日 毎月 1 日 1 5 日

目 次

【告 示】

番号		ページ
100	令和 7 年度の和歌山市公報の購読料・・・・・・・・・・・・・・・・（総務課）	3
101	包括外部監査契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・（行政経営課）	4
102	包括外部監査契約を締結する相手方の資格を証する書面又はその写しの閲覧・・（行政経営課）	5
103	電子申請システムを利用した手続に関する使用料、手数料、寄附金及び諸収入金 に係る指定納付受託者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（デジタル推進課）	6
103-2	電子申請システムを利用した手続に関する手数料及び諸収入金に係る指定納付受 託者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（デジタル推進課）	7
104	元気わかやま市応援寄附金に係る指定納付受託者の指定・・・・・・・・（財政課）	8
105	元気わかやま市応援寄附金の収納事務委託・・・・・・・・（財政課）	9
106	固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の登録・・・・・・・・（資産税課）	10
107	市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険料及び和歌山市若竹学 級利用料に係る指定納付受託者の指定・・・・・・・・・・（納税課・保険総務課・ 介護保険課・国保年金課 ・青少年課）	11
108	市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険料及び和歌山市若竹学 級利用料の収納事務委託・・・・・・・・・・（納税課・保険総務課・ 介護保険課・国保年金課 ・青少年課）	12
109	コンビニエンスストア等における証明書交付手数料の収納事務委託・・・・・・・・（市民課・市民税課）	13
110	令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画・・・・・・・・（廃棄物対策課）	14
111	犬、猫等の死体処理手数料の徴収事務委託・・・・・・・・（青岸清掃センター）	23
112	令和 7 年度和歌山市国民健康保険料率・・・・・・・・（国保年金課）	24
113	令和 7 年度和歌山市国民健康保険料を減額する額・・・・・・・・（国保年金課）	25
114	国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納事務委託・・・・・・・・（国保年金課）	27
115	和歌山市夜間・休日応急診療センターにおける証明書等発行に係る手数料の徴収 事務委託・・・・・・・・・・・・・・・・（総務企画課）	28
116	福祉交流館の使用料徴収事務委託・・・・・・・・（高齢者・地域福祉課）	29
117	和歌山市西庄ふれあいの郷ハーブ園内ハーブ販売料金の徴収事務委託・・・・・・・・（高齢者・地域福祉課）	30
118	和歌山市西庄ふれあいの郷ゲートゴルフ場使用料の徴収事務委託・・・・・・・・（高齢者・地域福祉課）	31
119	和歌山市ふれ愛センター使用料の徴収事務委託・・・・・・・・（障害支援課長）	32
120	片男波海水浴場使用料の徴収事務委託・・・・・・・・（観光課）	33
121	城閣入場及び観覧に係る使用料、望遠鏡使用料、和歌山城公園駐車場に係る特殊 施設使用料及び「日本の名城」に係る物品売払代金の徴収事務委託・・・・・・・・（和歌山城整備企画課）	34
122	和歌山市つつじが丘総合公園に係る利用料金の額・・・・・・・・（スポーツ振興課）	35
123	田ノ浦漁港内の駐車場の使用料の徴収事務委託・・・・・・・・（農林水産課）	37
124	雑賀崎漁港内の駐車場及びプレジャーボート等係留施設の使用料の徴収事務委託（農林水産課）	38
125	道路区域の決定及び供用開始・・・・・・・・（道路管理課）	39
126	和歌山市営和歌山駅西口広場駐車場及び和歌山市営和歌山市駅前広場駐車場の使	

用料の徴収事務委託・・・・・・・・・・・・・・・・	(道路管理課)	40
127 和歌山市地域污水处理施設使用料の徴収事務委託・・・・・・・・	(河川港湾課)	41
128 宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 0 条第 1 項及び第 2 6 条第 1 項の規定による 市長が指定する区域・・・・・・・・	(都市計画課)	42
129 和歌山市指定金融機関及び和歌山市収納代理金融機関の指定（平成 5 年告示第 6 6 号）の一部改正・・・・・・・・	(出納室)	43

【 公 告 】

○ 令和 7 年度ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及び H i b 感染症の予 防接種の実施・・・・・・・・	(保健対策課)	44
○ 令和 7 年度麻疹及び風しんの予防接種の実施・・・・・・・・	(保健対策課)	45
○ 令和 7 年度日本脳炎の予防接種の実施・・・・・・・・	(保健対策課)	46
○ 令和 7 年度結核の予防接種の実施・・・・・・・・	(保健対策課)	47
○ 令和 7 年度小児の肺炎球菌感染症の予防接種の実施・・・・・・・・	(保健対策課)	48
○ 令和 7 年度ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種の実施・・・・・・・・	(保健対策課)	49
○ 令和 7 年度水痘の予防接種の実施・・・・・・・・	(保健対策課)	50
○ 令和 7 年度 B 型肝炎の予防接種の実施・・・・・・・・	(保健対策課)	51
○ 令和 7 年度ロタウイルス感染症の予防接種の実施・・・・・・・・	(保健対策課)	52
○ 令和 7 年度インフルエンザの予防接種の実施・・・・・・・・	(保健対策課)	53
○ 令和 7 年度高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種の実施・・・・・・・・	(保健対策課)	54
○ 令和 7 年度新型コロナウイルスの予防接種の実施・・・・・・・・	(保健対策課)	55
○ 令和 7 年度帯状疱疹の予防接種の実施・・・・・・・・	(保健対策課)	56

【 農業委員会規程 】

1 和歌山市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程・・・・・・・・	(農業委員会事務局)	57
--------------------------------------	------------	----

【 企業局告示 】

11 水道料金及び下水道使用料の収納事務委託（銀行分）・・・・・・・・	(企業総務課)	58
12 水道料金及び下水道使用料の収納事務委託（コンビニエンスストア及びキャッシ ュレス決裁分）・・・・・・・・	(企業総務課)	59
13 水道料金及び下水道使用料の収納事務委託（キャッシュレス決裁分）・・・・・・・・	(企業総務課)	60
14 水道料金、下水道使用料、工業用水道料金、下水道事業受益者負担金及び下水道 事業分担金の徴収事務委託・・・・・・・・	(企業総務課)	61
15 集落排水処理施設使用料及び集落排水事業受益者分担金の徴収事務委託・・・・・・・・	(企業総務課)	62
16 和歌山市企業局出納取扱金融機関及び和歌山市企業局収納取扱金融機関の指定（ 平成 3 0 年企業局告示第 5 号）の一部改正・・・・・・・・	(企業総務課)	63

【 企業局公告 】

○ 令和 7 年度下水道事業受益者負担金の賦課対象区域・・・・・・・・	(企業総務課)	64
-------------------------------------	---------	----

和歌山市告示第 1 0 0 号

和歌山市公報発行規則（昭和 2 5 年規則第 1 1 号）第 6 条第 2 項の規定により令和 7 年度の和歌山市公報の購読料を次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 ページ当たり 2 円

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 0 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 7 第 2 項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第 2 5 2 条の 3 6 第 6 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 大川幸一

住所 （住所省略）

2 包括外部監査契約の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後に一括払とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、契約の範囲内で前払いをすることができる。

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

監査に要する費用の額は、執務費用及び実費の額を合算した額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

執務費用及び実費についてはそれぞれ次に定めるところにより算定し、その総額は 9, 9 2 0, 0 0 0 円を上限とする。

（1）執務費用

ア 外部監査人執務費用 外部監査人が当該監査に執務した日数に 1 0 8, 0 0 0 円を乗じて得た額とする。

イ 外部監査人補助者執務費用 外部監査人補助者が当該監査に執務した日数に、当該外部監査人補助者が外部監査人となる資格を有する者である場合にあっては 1 0 2, 0 0 0 円、公認会計士試験合格者その他監査を実施するために必要な資格を有する者である場合にあっては 1 0 0, 0 0 0 円を乗じて得た額とする。

（2）実費

ア 旅費 外部監査人及び外部監査人補助者が当該監査のために出張したときの当該出張に要した費用を和歌山市職員等旅費支給条例（昭和 2 8 年条例第 1 4 号）の例により算定した額とする。

イ 関係人出頭旅費 外部監査人が当該監査のために関係人の出頭を求めたときの当該出頭に要した費用を和歌山市職員等旅費支給条例の例により算定した額とする。

ウ 諸費用 （2）のア及びイのほか、外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査に要した費用として和歌山市と協議して算定した額とする。

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 0 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 4 条の 4 9 の 2 5 第 2 項の規定により包括外部監査契約を締結する相手方の資格を証する書面又はその写し（以下「外部監査人の資格を証する書面」という。）を一般の閲覧に供するので、和歌山市外部監査契約の相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則（平成 1 1 年規則第 1 4 号）第 3 条の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 外部監査人の資格を証する書面を閲覧に供する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに令和 7 年 1 2 月 2 9 日から令和 8 年 1 月 3 日までの日は除く。）

2 外部監査人の資格を証する書面を閲覧に供する場所

和歌山市七番丁 2 3 番地 和歌山市総務局総務部行政経営課

3 外部監査人の資格を証する書面を閲覧に供する時間

午前 9 時から午後 5 時まで

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 0 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定により
指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号
株式会社トラストバンク
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
電子申請システムを利用した手続に関する使用料、手数料、寄附金及び諸収入
金
- 3 指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 0 3 － 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定により
指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
東京都江東区豊洲 3 － 3 － 3
株式会社 NTT データ
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
政府共通決済基盤を利用した手続に関する手数料及び諸収入金
- 3 指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 104 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

- (1) 東京都品川区上大崎 3 丁目 1 番 1 号
株式会社トラストバンク
- (2) 東京都渋谷区道玄坂 1-2-3
GMO ペイメントゲートウェイ株式会社
- (3) 東京都港区海岸 1 丁目 7 番 1 号
S B ペイメントサービス株式会社
- (4) 東京都千代田区紀尾井町 1-3
P a y P a y 株式会社
- (5) 東京都世田谷区玉川 1 丁目 14 番 1 号 楽天クリムゾンハウス
楽天グループ株式会社
- (6) 東京都渋谷区渋谷 3 丁目 26 番 20 号 関電不動産渋谷ビル 8 階
株式会社アイモバイル
- (7) 東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 13F
株式会社さとふる
- (8) 東京都渋谷区恵比寿南 3 丁目 5 番 7 号
株式会社 D G フィナンシャルテクノロジー
- (9) 東京都目黒区下目黒 1-8-1
アマゾンジャパン合同会社

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類

元気わかやま市応援寄附金

3 指定をした日

令和 7 年 4 月 1 日

4 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(令和 7 年 4 月 1 日掲示済)

和歌山市告示第 105 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 受託者

（1）東京都千代田区有楽町 1 丁目 1 番 2 号

株式会社ぐるなび

（2）和歌山県和歌山市友田町 5－18

株式会社近鉄百貨店和歌山店

（3）和歌山県和歌山市美園町 5 丁目 13 番地の 2

一般社団法人和歌山市観光協会

2 委託した公金事務に係る歳入

元気わかやま市応援寄附金

3 指定をした日

令和 7 年 4 月 1 日

4 委託をした日

令和 7 年 4 月 1 日

5 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 0 6 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 1 条第 2 項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録したので公示します。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓
(令和 7 年 4 月 1 日揭示済)

和歌山市告示第 1 0 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定により指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
P a y P a y 株式会社
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険料、和歌山市若竹学級利用料
- 3 指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 0 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 4 条並びに国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 8 0 条の 2 に基づき、公金の収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 委託を受けた者

(1) 名称 紀陽情報システム株式会社

住所又は事務所の所在地 和歌山市中之島 2 2 4 0 番地

(2) 名称 地銀ネットワークサービス株式会社

住所又は事務所の所在地 東京都中央区日本橋本石町 4 丁目 6 番 7 号

(3) 収納事務取扱コンビニエンスストア及びスマートフォン等の電子機器による決済サービスを提供する会社
(1 3 社)

株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 4 2 1 番地
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東 1 0 丁目 1 1 番地 4
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 2 号
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番 5 号
株式会社 N T T ドコモ	東京都千代田区永田町二丁目 1 1 番 1 号
K D D I 株式会社	東京都新宿区西新宿 2 丁目 3 番 2 号

2 委託した公金事務に係る歳入

市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険料、和歌山市若竹学級利用料

3 指定をした日

令和 7 年 4 月 1 日

4 委託をした日

令和 7 年 4 月 1 日

(令和 7 年 4 月 1 日 掲 示 済)

和歌山市告示第 1 0 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年政令第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金の収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 委託を受けた者
名称 地方公共団体情報システム機構
住所又は事務所の所在地 東京都千代田区一番町 2 5 番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入
コンビニエンスストア等における証明書交付手数料
- 3 指定をした日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 委託をした日
令和 7 年 4 月 1 日

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 1 0 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物処理計画のうち令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成 1 2 年条例第 5 7 号。以下「条例」という。）第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 ごみ

（1）一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥等を除く。以下この項において同じ。）の発生量及び処理量の見込み

ア 発生量の見込み 1 0 5, 1 7 9 トン

イ 処理量の見込み 1 0 4, 9 8 5 トン（発生量の見込みから資源集団回収量の見込みを除いた量）

内、家庭系処理量の見込み 7 1, 4 5 2 トン

内、事業系処理量の見込み 3 3, 5 3 2 トン

（2）一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

ア 総合ごみ情報誌、ホームページ、市ごみ情報サイト「リリクルネット」、SNS 等を活用したごみ減量等に関する情報提供及びごみ減量推進キャラクター「リリクル（着ぐるみ）」を使った各種イベント等への積極的な参加による啓発活動の実施

イ 認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、自治会、婦人会等の各種団体を対象とした焼却施設の見学会及び出前講座による啓発活動の実施

ウ 情報が伝わりにくい単身世帯、若年層世帯、自治会未加入世帯への情報提供及び啓発活動の実施

エ 事業系一般廃棄物を排出する事業者に対する廃棄物の減量推進並びに適正な循環的利用に関する指導及び啓発の実施

オ 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可制度及び一般廃棄物管理票（マニフェスト）制度による排出者の管理徹底

カ 食材を残さず使いきる、残さず食べきれの料理のレシピ等の情報提供

キ 生ごみに含まれる水分を削減するため、具体的でわかりやすく、誰もが取り組める方法を提供

ク 小売店で提供されるプラスチック製品を断るなど、プラスチック使用製品廃棄物の発生抑制に関する啓発活動を実施

ケ 資源として、かん、びん、紙、布、ペットボトル、小型家電等及び蛍光管等の分別収集の実施

コ 青岸ストックヤードを活用した資源回収の実施

サ 優先度が高い 2 R（リデュース・リユース）を意識したライフスタイル・ビジネススタイルの普及啓発

シ スーパーマーケット等で行っている「店頭拠点回収」の情報提供の充実と利用推進

ス 和歌山市ごみ減量推進員制度を活用したごみの減量化及び資源化の推進並びに和歌山市ごみ減量推進員との連携及び協働

セ 多量排出事業者に対する事業系一般廃棄物の減量計画書の作成及び提出の指導

ソ 家庭のごみ置場へ排出している事業者に対する適正処理指導

タ 事業系古紙類の資源化推進

チ 事業系一般廃棄物に混入している廃プラスチック類の受入規制

（3）分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

分別の区分	一般廃棄物の種類（例示）	
一般ごみ	台所ごみ	調理くず等
	再生することができない紙	ティッシュ、油紙、紙コップ、汚れが付着している紙、感熱紙、写真等

		プラスチック類全般	プラスチック製のおもちゃ、CD類、ナイロン製品、梱包に使っている発泡スチロール等 (プラスチック製容器包装を含む。ただし、ペットボトル及び白色トレイ(発泡スチロール製食品用トレイ)を除く。)
		木製品類、革製品類、ゴム製品類	革製バッグ、くつ・シューズ、ホース(50センチメートル以下に限る。)、木片等(1辺の長さが30センチメートル以下に限る。)
		汚れている衣類	下着、作業着等
		その他	ぬいぐるみ、草や木の枝、白熱電球、LEDランプ、割れた蛍光管等
資源	かん	かん類	飲料用かん、スプレーかん、缶詰かん、油かん等
		金属類	なべ(ホーロー製を除く。)、やかん、フライパン、包丁、フォーク、ナイフ、はさみ、魚焼きの網等(1辺の長さが30センチメートル以下に限る。)
	びん	びん類	飲料用びん、調味料びん、化粧びん等
	紙	古紙類	新聞・チラシ、雑誌・本・雑がみ、ダンボール、紙パック等
	布	古繊維類	シャツ、シーツ、タオル、ダウンジャケット等(汚れているものを除く。)
	ペットボトル	飲料、しょうゆ及び酒類の容器のうちポリエチレンテレフタレート製のもの	ペットボトルの識別表示マークがついた飲料、しょうゆ及び酒類のペットボトル
	小型家電等	小型家電等	一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器、除湿機及び排出禁止物に該当するもの並びに1人で持ち運ぶことができないものを除く。)及びその付属品(電池、蛍光管、電球及び燃料を除く。)
	蛍光管等	蛍光管等	蛍光管(割れたものを除く。)、乾電池、ボタン電池等
	白色トレイ	白色トレイ	発泡スチロール製食品用トレイ
粗大ごみ		家具類、寝具類、楽器・遊具類(小型家電等は除く。)等で1辺の長さが30センチメートルを超えるもの	机、椅子、タンス、ベッド、鏡台、戸棚、ふとん、毛布、じゅうたん、カーテン、オルガン、琴、ドラム、自転車、三輪車、乳母車、足踏みミシン、編み機、ガスレンジ、傘、マッサージチェア等 (排出禁止物に該当するものを除く。)

備考 白色トレイ(発泡スチロール製食品用トレイ)は、分別し回収協力店に排出すること。

(4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ア 市、市民及び事業者の責務

市	・市は、廃棄物の発生の抑制及び再利用の促進並びに一般廃棄物の適正な処理を図るために必要な施策を実施するものとする。 ・市は、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るように努めなければならない。
市民	・市民は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を図ること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。 ・市民は、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。
事業者	・事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 ・事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用の促進等により、廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。 ・事業者は、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

イ 一般廃棄物の種類別の収集回数及び処理を実施する者

家庭系一般廃棄物

分別の区分		収集回数	収集運搬 実施主体	中間処理 実施主体	処理内容	最終処分
一般ごみ		週 2 回	市直営 民間委託	市直営 民間委託	焼却	熱回収 埋立て
資源	かん	月 2 回	市直営 民間委託	民間委託	選別・圧縮	資源化
	びん	月 2 回	市直営 民間委託	民間委託	選別・破碎	資源化
	紙	月 2 回又は 3 回	市直営 民間委託	民間委託	選別・圧縮	資源化
	布	月 2 回	市直営	民間委託	選別	資源化
	ペットボトル	月 2 回又は 3 回	市直営 民間委託	民間委託	選別・圧縮・ 破碎	資源化
	小型家電等	年 2 回	市直営	市直営 民間委託	選別・破碎	資源化
	蛍光灯等	年 2 回	市直営	民間委託	選別・破碎	資源化
	白色トレイ	随時	拠点回収 (民間)	民間事業者	民間事業者の ルートによる 資源化	資源化
粗大ごみ		随時	民間委託	市直営 民間委託	選別・破碎・ 焼却	資源化 熱回収 埋立て

備考

- 1 年末年始の収集については、収集日を振り替える場合がある。
- 2 埋立てによる最終処分先は、大阪湾広域臨海環境整備センターとする。

事業系一般廃棄物（市に収集運搬を委託する場合）

分別の区分	収集回数	収集運搬 実施主体	中間処理 実施主体	処理内容	最終処分
一般ごみ	週 2 回	民間委託 (許可業者)	市直営 民間委託	焼却	熱回収 埋立て

備考

- 1 条例第 1 4 条に規定された多量排出事業者を除く。
- 2 市外の一般廃棄物や産業廃棄物（かん、びん、ペットボトル等の再生利用品を含む。）は収集しない。
- 3 年始の 1 月 1 日から 1 月 3 日までの収集については行わない。
- 4 埋立てによる最終処分先は、大阪湾広域臨海環境整備センターとする。

事業系一般廃棄物（一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する場合）

分別の区分	収集回数	収集運搬 実施主体	中間処理 実施主体	処理内容	最終処分
一般ごみ	許可業者による	許可業者	市直営 民間委託	焼却	熱回収 埋立て
粗大ごみ	許可業者による	許可業者	市直営 許可業者	選別・破碎・ 焼却	資源化 熱回収 埋立て

備考

- 1 一般ごみの収集回数は、原則週 2 回以上とする。ただし、1 か月の排出量が 1 0 0 キログラム以下で腐敗・悪臭等、生活環境の保全に支障が生じる恐れのないものであれば、収集回数は週 1 回以下とすることができる。
- 2 埋立てによる最終処分先は、大阪湾広域臨海環境整備センターとする。

動物（ペット等）の死体

	収集回数	収集運搬 実施主体	中間処理 実施主体	処理内容	最終処分
動物（ペット等）	随時	民間委託	市直営 民間委託	焼却	埋立て

ウ 一般廃棄物の種類別の排出方法

家庭系一般廃棄物

分別の区分		排出方法	排出場所等	排出時間
資源	一般ごみ	家庭用和歌山市指定ごみ収集袋又はレジ袋（原則 1 0 リットルから 1 5 リットルまでの容量表示のある透明又は半透明のものに限る。）	所定の場所	当日の午前 8 時まで
	かん			
	びん			
	布			
	ペットボトル	新聞・チラシ、雑誌・本、ダンボール及び紙パックの種類ごとに十字ひも掛け又は紙袋に入れて排出 雑がみは雑誌に挟む又は紙袋に入れて排出	地区により指定された場所	地区により指定された日時
	紙			
	小型家電等			
	蛍光灯等	蛍光灯は、購入時の紙箱や紙筒に入れるか、新聞紙等で包み、割れないようにして排出 ボタン電池は、セロハンテープ等で絶	地区により指定された場所	地区により指定された日時

		縁して排出		
	白色トレイ	洗浄して排出	回収協力店	随時
	粗大ごみ	粗大ごみ受付センターへ事前申込してから排出（一回に出すことができるのは、原則 2 点から 1 5 点まで）	個別対応	当日の午前 8 時まで（収集は原則、受付日の翌週）

備考

- 1 紙、布は濡れると再生しにくいので、収集日が雨の時はできるだけ次回の晴れた日に排出すること。
- 2 ペットボトルはキャップとラベルをはずして排出すること。
- 3 スプレーかんは中身を使いきり、飲料用かんや金属類とは別の袋に入れて排出すること。
- 4 この表において所定の場所とは、市が収集する一般ごみ及び資源（小型家電等を除く。）を排出すべき場所で、北事務所及び西事務所において一般の閲覧に供する図面に示すものをいう。
- 5 この表において地区により指定された場所及び日時とは、北事務所において各地区で指定されたものをいう。
- 6 ごみ出しが困難な世帯を対象に、玄関先まで収集に出向く「ふれあい収集」については、個別対応とする。（粗大ごみを除く家庭系一般廃棄物に限る。）
- 7 白色トレイ（発泡スチロール製食品用トレイ）は洗浄し回収協力店の回収ボックスへ排出すること。
- 8 ボタン電池は、セロハンテープ等で絶縁し、できるだけ販売店の回収缶に排出すること。

事業系一般廃棄物（市に収集運搬を委託する場合）

分別の区分	排出方法	排出場所等	排出時間
一般ごみ	事業所用和歌山市指定ごみ収集袋（黄色）	個別対応	当日の午前 8 時まで

備考

- 1 医療関係機関（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号）第 1 条第 8 号）から医療行為に関係して排出される廃棄物（以下、医療廃棄物という。）の内、感染性廃棄物は特別管理廃棄物となるため、「特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を取り扱う場合に限る。）」の許可を受けている業者に処理を委託しなければならない。
- 2 医療廃棄物の内、非感染性一般廃棄物は、「非感染性廃棄物ラベル」を貼付したうえで排出しなければならない。
- 3 医療関係機関から排出される非感染性の紙おむつの取扱いは、汚物を取り除き、袋の口を密閉し臭気が外に漏れないようにし、「非感染性廃棄物ラベル」を貼付すること。

事業系一般廃棄物（一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する場合）

分別の区分	排出方法	排出場所・時間等
一般ごみ	事業所用和歌山市指定ごみ収集袋（黄色）又は搬入物が確認できるよう、透明若しくは半透明袋	許可業者との契約による
粗大ごみ		許可業者との契約による

備考

- 1 家庭用和歌山市指定ごみ収集袋で排出しないこと。
- 2 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者と一般廃棄物（ごみ）収集運搬委託契約の締結を書面により行うこと。
- 3 多量排出事業者は一般廃棄物管理票（マニフェスト）を作成しなければならない。なお当面は、平均で 1 日当たり 1 0 0 キログラム以上、又は 1 月当たり 3 トン以上の事業系一般廃棄物を排出す

る事業者を対象とする。

- 4 事業系粗大ごみを排出する者は、一般廃棄物管理票（マニフェスト）を作成しなければならない。
- 5 かん（金属くず）、びん（ガラスくず）及びペットボトル（廃プラスチック類）はリサイクルするか、産業廃棄物として処理すること。
- 6 産業廃棄物に該当しない紙（紙くず）、布（繊維くず）等リサイクル可能なものは混入しないこと。
- 7 医療廃棄物の内、感染性廃棄物は特別管理廃棄物となるため、「特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を取り扱える場合に限る。）」の許可を受けている業者に処理を委託しなければならない。
- 8 医療廃棄物の内、非感染性一般廃棄物は一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者に処理を委託することができるが、「非感染性廃棄物ラベル」を貼付したうえで排出しなければならない。
- 9 医療関係機関から排出される非感染性の紙おむつの取扱いは、汚物を取り除き、袋の口を密閉し臭気が外に漏れないようにし、「非感染性廃棄物ラベル」を貼付すること。

動物（ペット等）の死体

	排出方法	排出場所・時間等
動物（ペット等）	粗大ごみ受付センターへ事前申込してから排出	個別対応 (収集は通常、午前の受付分は午後の収集、午後の受付分は翌日の収集)

エ 家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、動物（ペット類）の死体、小型家電等及び蛍光管等を処理施設へ自己搬入する方法

搬入できる種類	搬入先	搬入時間
家庭系一般廃棄物	青岸ストックヤード 青岸清掃センター	月曜日から土曜日（祝日含む。）までの 9 時から 15 時 30 分まで
事業系一般廃棄物 （資源を除く。）		
動物（ペット類）の死体	青岸エネルギーセンター	月曜日から土曜日（祝日含む。）までの 9 時から 17 時まで
小型家電等（家庭系一般廃棄物に限る。）	青岸ストックヤード 北事務所 西事務所	青岸ストックヤードは月曜日から土曜日（祝日含む。）までの 9 時から 15 時 30 分まで 北事務所、西事務所は月曜日から金曜日（祝日含む。）までの 9 時から 15 時まで（事前連絡したものに限る。）
蛍光管等（家庭系一般廃棄物に限る。）		

備考

- 1 和歌山市一般廃棄物受入基準を順守すること。
- 2 剪定枝等は直径 8 センチメートル以下、長さ 1 メートル以下のサイズに限る。
- 3 家庭から出る瓦、陶磁器、ガラス、がれき類を所有者が自己搬入する場合は、1 日 1 回とし、おおむね 100 キログラム以下の場合に限る。
- 4 家庭から出る廃材等を所有者が自己搬入する場合は、1 日 1 回とし、直径 8 センチメートル以下、長さ 1 メートル以下のサイズで、おおむね 100 キログラム以下の場合に限る。
- 5 たたみを搬入する場合は、1 日 1 回とし、枚数は 6 枚以下（半畳たたみも 1 枚）とする。
- 6 長尺物（ロール状、ひも状）等の搬入は、縦横 1 メートル以下に切断したものとする。
- 7 健全な廃棄物処理を実現するため、搬入物の展開検査及び搬入物の発生場所の確認を行う場合がある。
- 8 年末年始の搬入日や臨時の搬入停止は、別途広報する。

オ 排出禁止物の例示及びその処理方法

排出禁止物	品目（例示）	処理の方法
有害性、危険性又は引火性のある物	ガスボンベ、エアボンベ、他ボンベ類、消火器、灯油・ガソリン等、ペンキ・シンナー、機械油類（オイル等）、注射針等、その他危険物（農薬、劇薬、毒物等）、水銀血圧計等	排出者が一般廃棄物処分業許可業者、販売店、専門業者等に処理を依頼する。
著しく悪臭を発する物	多量の汚物、汚泥等	
容積又は重量の著しく大きい物	ドラム缶、パレット、木うす・石うす、シャッター類、サンドバッグ、焼却炉、モーター類、ポンプ類、コンプレッサー等	
適正処理困難物（条例第 1 3 条第 1 項に基づき市長が指定する適正処理困難物）	石膏ボード・耐火ボード・断熱材・その他アスベスト（石綿）が含有されているもの	排出者が一般廃棄物処分業許可業者、販売店、専門業者等に処理を依頼する。
	塩化ビニル管	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号）第 1 条に規定する特別管理一般廃棄物	排出者が自ら処理し、又は特別管理産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。
市長が生活環境の保全上特に適正な処理が必要と認める物及び市の廃棄物の処理に支障を及ぼすおそれがあると認める物	室外給湯器、ボイラー、温水器（電気式、太陽熱式、灯油式等）、システムキッチン、ソーラーシステム屋根、太陽光設備等、発電機、電動車椅子、ピアノ（電子ピアノを除く。）、塩化ビニル製品類、風呂釜・浴槽、タイヤ（一輪車・自転車を除く。）、門柱・門扉、パチンコ・パチスロ台、耐火金庫、マネキン（全身）、レジスター、タイムカードリーダー、FRP 船体、耕運機・農業機械類・農業用ビニール等、バッテリー（自動車・二輪車用等、ポータブル電源等）、アスファルト、ALC 材（軽量気泡コンクリート）、テーブル型ゲーム機、電動マージャン台、エンジン類及びこれらの付帯した物、除湿器（コンプレッサー式）、その他コンプレッサーの付帯した物等	排出者が一般廃棄物処分業許可業者、販売店、専門業者等に処理を依頼する。

カ 法令等により再生利用等が義務付けられているもの及び事業者等により自主回収等が行われているものとその処理方法

品目		処理の方法
自動車（二輪車を除く。部品含む。）		排出者が販売店、専門業者等に処理を依頼する。
原動機付自転車及び自動二輪車（部品含む。）		排出者が指定引取窓口、販売店、専門業者等に処理を依頼する。
特定家庭用機器	ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）	排出者は、再商品化等に必要な費用を負担し、以下の方法で処理する。 ・小売業者等に引取りを依頼する。 ・自ら指定引取場所まで運搬する。 ・市に収集を依頼する。

	テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式、有機 E L 式及びプラズマ式のもの）	
	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	
	電気洗濯機及び衣類乾燥機	
小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池及び小型シール鉛蓄電池）		排出者が販売店等に設置された小型充電式電池リサイクル BOX に入れる。
パーソナルコンピュータ		排出者が製造業者又は一般社団法人パソコン 3 R 推進協会に回収を申し込む。 （平成 1 5 年 1 0 月 1 日以降の P C リサイクルマークが貼られているものに限る。）
携帯電話、スマートフォン、タブレット		排出者がモバイル・リサイクル・ネットワークに参加している販売店に回収を申し込む。

備考 小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池に限る。）、パーソナルコンピュータ、携帯電話、スマートフォン及びタブレットについては、小型家電等として排出することもできる。

キ 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者の処理

事業系一般廃棄物及び家庭系一時多量ごみの適正な処理を行うことにより、生活環境の保全を確保するものとする。

ク 一般廃棄物処分業許可業者の処理

事業系一般廃棄物及び家庭系一般廃棄物で、市において処理（再生利用等）することが困難であるものとする。

ケ その他

（ア）一般廃棄物と併せて焼却処分する産業廃棄物は、木製品製造業（家具の製造業を含む。）に係る木くずとする。

（イ）在宅医療廃棄物は、排出者が必要に応じ医療機関等と連携し、適正に処理しなければならない。

（ウ）一般廃棄物処理業許可業者への適正処理に関する指導育成。

（エ）家庭系一時多量ごみ（臨時粗大ごみ、引越ごみなどの一時的に多量に出たごみ等）を排出する者は、一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者又は一般廃棄物処分業許可業者に処理を依頼する若しくは、青岸ストックヤードへ自己搬入する。

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者又は一般廃棄物処分業許可業者に処理を依頼する場合、一般廃棄物管理票（マニフェスト）を作成しなければならない。

（5）一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

処理すべき一般廃棄物の動向（廃棄物の性状及び量）及び各処理施設の耐用年数を考慮し、効率的かつ計画的な施設整備を検討

（6）その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

ア 和歌山市一般廃棄物受入基準を順守してもらうため、市民及び事業者に広く周知徹底

イ 一般廃棄物と併せて焼却処分する産業廃棄物である木製品製造業（家具の製造業を含む。）に係る木くずの資源化の研究及び見直し

ウ 条例第 1 5 条の 2 で禁止された資源の収集又は運搬を防止するため、職員によるパトロール及び看板等による意識啓発

エ 不法投棄を防止するため、職員によるパトロール及び看板等による啓発を行い、不法投棄ボランティア及び警察との協力体制の構築

- オ 清潔で美しいまちづくりを目指し、まちなかを中心とした巡回清掃を実施
- カ 和歌山市災害廃棄物処理計画の実行性を保つための継続的な見直し、国・県、周辺市町村との広域的な連携及び民間事業者との協力体制の構築
- キ 海岸漂着ごみについて、海岸管理者等からの要望など必要に応じて回収や廃棄物処理施設での受入など協力を努める
- ク ごみ処理に関する広域的な連携を図り、将来の共通施策・共同施策の実施に向けた研究など、より広域的な取組を検討

2 し尿

- (1) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥等に限る。以下この項において同じ。）の発生量及び処理量の見込み
 - ア 発生量の見込み 1 7 4, 4 6 3 キロリットル
 - イ 処理量の見込み 1 7 4, 4 6 3 キロリットル
- (2) 一般廃棄物の環境負荷の低減及び生活雑排水の排出の抑制のための方策に関する事項
 - ア 公共下水道の普及
 - イ 集落排水処理施設への接続促進
 - ウ 合併処理浄化槽の設置促進
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
なし
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
一般廃棄物（し尿）収集運搬業許可業者への適正処理に関する指導育成
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
なし
- (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項
なし

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 の 2 条第 1 項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 委託を受けた者
名称 アイテック・和歌山県ヘルス工業特定委託業務共同企業体
代表構成員 アイテック株式会社和歌山支店
住所又は事務所の所在地 和歌山県和歌山市中之島 1 6 8 1 番ー 3 0 2 号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
犬、猫等の死体処理手数料
- 3 指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 委託をした日
令和 7 年 4 月 1 日

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 1 2 号

和歌山市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 1 1 号）第 1 1 条第 1 項、第 1 1 条の 6 の 5 第 1 項及び第 1 1 条の 1 0 第 1 項の規定による令和 7 年度和歌山市国民健康保険料率を次のとおり決定したので、同条例第 1 1 条第 3 項、第 1 1 条の 6 の 5 第 3 項及び第 1 1 条の 1 0 第 3 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

	医 療 分	支 援 分	介 護 分
所得割	1 0 0 分の 9 . 2 1	1 0 0 分の 2 . 7 1	1 0 0 分の 2 . 5 9
被保険者均等割 1 人につき	2 8 , 5 6 0 円	9 , 2 4 0 円	9 , 8 4 0 円
世帯別平等割 1 世帯につき	2 2 , 6 8 0 円	6 , 7 2 0 円	5 , 4 0 0 円
世帯別平等割 (特定世帯) 1 世帯につき	1 1 , 3 4 0 円	3 , 3 6 0 円	5 , 4 0 0 円
世帯別平等割 (特定継続世帯) 1 世帯につき	1 7 , 0 1 0 円	5 , 0 4 0 円	5 , 4 0 0 円

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済)

和歌山市告示第 113号

和歌山市国民健康保険条例（昭和34年条例第11号。以下「条例」という。）第15条第1項、同条第4項及び第5項において準用する同条第1項並びに第15条の2の2第1項の規定による令和7年度和歌山市国民健康保険料を減額する額を次のとおり決定したので、条例第15条第3項において準用する条例第11条第3項、条例第15条第4項において準用する条例第11条の6の5第3項、条例第15条第5項において準用する条例第11条の10第3項及び条例第15条の2の2第2項において準用する条例第11条第3項の規定により告示する。

令和 7年 4月 1日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 条例第15条第1項第1号、同条第4項及び第5項において準用する同条第1項第1号並びに条例第15条の2の2第4項に該当する者

	医 療 分	支 援 分	介 護 分
被保険者均等割 1人につき	20,000円	6,470円	6,890円
被保険者均等割 1人につき (未就学児)	24,280円	7,860円	
世帯別平等割 1世帯につき	15,880円	4,710円	3,780円
世帯別平等割 1世帯につき (特定世帯)	7,940円	2,360円	3,780円
世帯別平等割 1世帯につき (特定継続世帯)	11,910円	3,530円	3,780円

2 条例第15条第1項第2号、同条第4項及び第5項において準用する同条第1項第2号並びに条例
第15条の2の2第4項に該当する者

	医 療 分	支 援 分	介 護 分
被保険者均等割 1人につき	14,280円	4,620円	4,920円
被保険者均等割 1人につき (未就学児)	21,420円	6,930円	
世帯別平等割 1世帯につき	11,340円	3,360円	2,700円
世帯別平等割 1世帯につき (特定世帯)	5,670円	1,680円	2,700円
世帯別平等割 1世帯につき (特定継続世帯)	8,510円	2,520円	2,700円

3 条例第15条第1項第3号、同条第4項及び第5項において準用する同条第1項第3号並びに条例
第15条の2の2第4項に該当する者

	医 療 分	支 援 分	介 護 分
被保険者均等割 1人につき	5,720円	1,850円	1,970円
被保険者均等割 1人につき (未就学児)	17,140円	5,550円	
世帯別平等割 1世帯につき	4,540円	1,350円	1,080円
世帯別平等割 1世帯につき (特定世帯)	2,270円	680円	1,080円
世帯別平等割 1世帯につき (特定継続世帯)	3,410円	1,010円	1,080円

(令和7年4月1日揭示済)

和歌山市告示第 1 1 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 8 0 条の 2 並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 4 条に基づき、和歌山市国民健康保険料及び和歌山市後期高齢者医療保険料の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 5 月 3 1 日
- 2 委 託 先 東京都千代田区一番町 2 1 番地
株式会社 アイティフォー・ベックス
代表取締役 村田 純一

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 1 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 の 2 条第 1 項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 委託を受けた者
名称 公益社団法人和歌山市夜間・休日急患対策協会
住所又は事務所の所在地 和歌山市吹上 5 丁目 2 番 1 5 号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
和歌山市夜間・休日応急診療センターにおける証明書等発行に係る手数料
- 3 指定をした日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 委託をした日
令和 7 年 4 月 1 日

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 1 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 受託者
住所 和歌山市小人町 2 9 番地
氏名 社会福祉法人和歌山市社会福祉協議会
会長 森田 昌伸
- 2 委託した事務の範囲
福祉交流館の使用料の徴収
- 3 指定をした日
令和 7 年 3 月 1 7 日
- 4 委託をした日
令和 7 年 4 月 1 日

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 1 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 の 2 条第 1 項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 委託を受けた者
名称 公益社団法人和歌山市シルバー人材センター
住所又は事務所の所在地 和歌山市新生町 2 番 1 2 号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
ふれあいの郷雑入（ハーブ販売収入及びハーブティ販売収入）
- 3 指定をした日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 委託をした日
令和 7 年 4 月 1 日

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 1 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 の 2 条第 1 項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 委託を受けた者
名称 公益社団法人和歌山市シルバー人材センター
住所又は事務所の所在地 和歌山市新生町 2 番 1 2 号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
ゲートゴルフ場使用料
- 3 指定をした日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 委託をした日
令和 7 年 4 月 1 日

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 1 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 の 2 条第 1 項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 委託を受けた者
名称 特定非営利活動法人和歌山YMCA
住所又は事務所の所在地 和歌山市太田 1 丁目 1 2 番 1 3 号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
和歌山市ふれ愛センター使用料
- 3 指定をした日
令和 7 年 3 月 7 日
- 4 委託をした日
令和 7 年 4 月 1 日

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 2 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 委託を受けた者
名称 片男波海水浴場管理運営委員会
住所又は事務所の所在地 和歌山市和歌浦南 3 丁目 1 7 4 0 番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入
片男波海水浴場駐車場使用料
- 3 指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 委託をした日
令和 7 年 4 月 1 日

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 2 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 受託者

名称 公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団

住所又は所在地 和歌山市西汀丁 3 6 番地

2 委託した公金事務に係る歳入

城閣入場及び観覧に係る使用料、望遠鏡使用料、和歌山城公園駐車場に係る特殊施設使用料、「日本の名城」に係る物品売払代金

3 指定をした日

令和 7 年 4 月 1 日

4 委託をした日

令和 7 年 4 月 1 日

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済)

和歌山市告示第 1 2 2 号

和歌山市つつじが丘総合公園に係る令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの利用料金について地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 9 項の規定により承認したので、和歌山市都市公園条例（昭和 3 3 年条例第 2 5 号）第 1 2 条の 2 第 3 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 第 3 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

行為の種類		単位	利用料金
物品の販売、出店 その他これらに類 するもの	一時的なもの	1 平方メートル1日につき	5 2 0 円
	その他のもの	1 平方メートル1月につき	1, 5 7 0 円
業として行う写真の撮影		写真機 1 台 1 日につき	3 1 0 円
業として行う映画等の撮影		1 時間につき	1, 2 5 0 円
競技会、集会、展示会その他これらに類す るもの		1 件 3 時間まで	1, 3 8 0 円
		3 時間を超えるときは、その超える 時間 1 時間（1 時間未満の端数は、 1 時間とする。）ごとに	4 6 0 円
備考			
使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、当該行為の区分に係る利用料金の 100 分の 200 に相当する額を加算する。			

2 有料施設の利用料金

種別	単位	利用料金
屋外コート センターコート	平日 1 面 1 時間につき	8 5 0 円
	日曜日、土曜日及び休日 1 面 1 時間につき	1, 0 0 0 円
屋内コート	平日 1 面 1 時間につき	1, 8 0 0 円
	日曜日、土曜日及び休日 1 面 1 時間につき	2, 0 0 0 円
照明設備利用料金	1 時間につき	5 0 0 円
会議室	1 時間につき	3 0 0 円
大会運営施設	1 時間につき	3 0 0 円
屋外用放送設備	1 式 1 回につき	1, 5 0 0 円
冷暖房設備利用料金	1 時間につき	3 0 0 円
練習用コート	平日 1 面 1 時間につき	1, 1 0 0 円
	日曜日、土曜日及び休日 1 面 1 時間につき	1, 3 0 0 円
多目的球技場	平日 1 時間につき	1, 6 0 0 円
	日曜日、土曜日及び休日 1 面 1 時間につき	2, 0 0 0 円
スケートボード場	1 年につき	1, 1 0 0 円

備考

- 1 使用のための準備及び原状に回復するための時間は、使用時間に含むものとする。
- 2 野外コート又はセンターコートの照明設備を使用する場合にあっては、この表に掲げる金額に当該照明設備の使用時間 1 時間につき 5 0 0 円を加算する。この場合において、当該使用時間に 3 0 分未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、3 0 分以上 1 時間未満の端数が生じたときは、これを 1 時間に切り上げるものとする。
- 3 会議室に係る金額には、当該会議室に備付けの放送設備の使用に係る金額を含むものとする。
- 4 会議室又は大会運営施設の冷暖房設備を使用する場合にあっては、この表に掲げる金額に当該冷暖房設備の使用時間 1 時間につき 3 0 0 円を加算する。この場合において、当該使用時間に 3 0 分未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、3 0 分以上 1 時間未満の端数が生じたときは、これを 1 時間に切り上げるものとする。

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済)

和歌山市告示第 1 2 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 の 2 条第 1 項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 委託を受けた者
名称 和歌山北漁業協同組合
住所又は事務所の所在地 和歌山市田野 3 6 7 番地の 4 地先
- 2 委託した公金事務に係る歳入
駐車場等使用料
- 3 指定した日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 委託をした日
令和 7 年 4 月 1 日

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 2 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 の 2 条第 1 項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 委託を受けた者
名称 雑賀崎漁業協同組合
住所又は事務所の所在地 和歌山市雑賀崎 1 1 6 2 番地先
- 2 委託した公金事務に係る歳入
駐車場等使用料、プレジャーボート等係留施設使用料
- 3 指定した日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 委託をした日
令和 7 年 4 月 1 日

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 2 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和 7 年 4 月 1 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
1 6 - 1 9 2	宮前 1 9 2 号線	和歌山市手平三丁目 8 番 1 地先 ～ 和歌山市手平三丁目 8 番 9 地先	1 2 1 . 2	5 . 5 0 ～ 5 . 7 0

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済)

和歌山市告示第 1 2 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、公金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 受託者
住所 和歌山市西汀丁 3 6 番地
氏名 公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団
理事長 宮田 真吾
- 2 委託した事務の範囲
和歌山市営和歌山駅西口広場駐車場及び和歌山市営和歌山市駅前広場駐車場の使用料の徴収
- 3 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 徴収方法
現金

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 2 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 委託を受けた者
名称 第一環境株式会社 関西支店
住所又は事務所の所在地 大阪市淀川区西中島 6 丁目 8 番 8 号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
和歌山市地域污水处理施設使用料
- 3 指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 委託をした日
令和 7 年 4 月 1 日

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

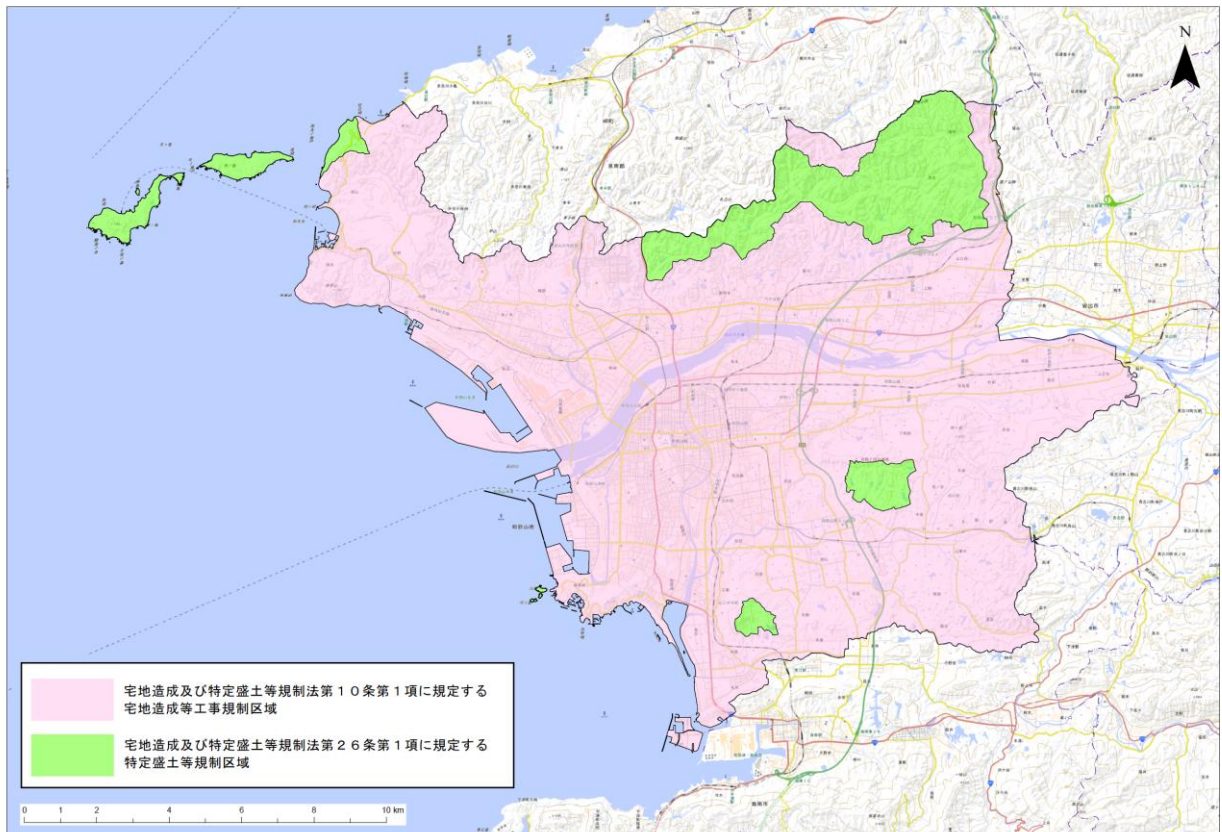
和歌山市告示第 1 2 8 号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 1 0 条第 1 項及び第 2 6 条第 1 項の規定による市長が指定する区域を次のように指定する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 0 条第 1 項及び第 2 6 条第 1 項に規定する区域



（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 2 9 号

和歌山市指定金融機関及び和歌山市収納代理金融機関の指定（平成 5 年告示第 6 6 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

表中「わかやま農業協同組合」を「和歌山県農業協同組合」に改める。

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

公 告

予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項及び予防接種実施規則（昭和 3 3 年厚生省令第 2 7 号）第 9 条から第 1 1 条までの規定に基づき、令和 7 年度ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及び H i b 感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号。以下「政令」という。）第 5 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市保健所
所長 笠 松 美 恵

1 対象者

(1) 第 1 期

生後 2 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(2) 第 2 期

1 1 歳以上 1 3 歳未満の者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(3) 政令第 3 条第 2 項に規定により特定疾病に係る法第 5 条第 1 項の政令で定める者とされる者

2 実施場所及び期間

(1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関

(2) 実施期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 接種不適当者

(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

(2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済)

公 告

予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項及び予防接種実施規則（昭和 3 3 年厚生省令第 2 7 号）第 1 2 条、第 1 3 条及び附則第 5 条の規定に基づき、令和 7 年度麻疹及び風しんの予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号。以下「政令」という。）第 5 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市保健所
所長 笠 松 美 恵

1 対象者

(1) 第 1 期

生後 1 2 月から生後 2 4 月に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(2) 第 2 期

5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(3) 政令第 3 条第 2 項の規定により特定疾病に係る法第 5 条第 1 項の政令で定める者とされる者

2 実施場所及び期間

(1) 実施場所

和歌山市個別予防接種承諾医療機関。ただし、第 5 期については集合契約締結医療機関を含む。

(2) 実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 接種不相当者

(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

(2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(5) 妊娠していることが明らかな者

(6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済)

公 告

予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項及び予防接種実施規則（昭和 3 3 年厚生省令第 2 7 号）第 1 4 条、第 1 5 条、附則第 2 条及び附則第 3 条の規定に基づき、令和 7 年度日本脳炎の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号。以下「政令」という。）第 5 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市保健所

所長 笠 松 美 恵

1 対象者

(1) 第 1 期

生後 6 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(2) 第 2 期

9 歳以上 1 3 歳未満の者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(3) 政令第 3 条第 2 項の規定により特定疾病に係る法第 5 条第 1 項の政令で定める者とされる者

(4) 予防接種実施規則附則第 3 条に基づく平成 7 年 4 月 2 日から平成 1 9 年 4 月 1 日までの間に生まれた者で 2 0 歳未満の者であって、日本脳炎の予防接種のうち 4 回の接種を受けていない者。ただし、当該疾患にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

2 実施場所及び期間

(1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関

(2) 実施期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 接種不適当者

(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

(2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済)

公 告

予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項及び予防接種実施規則（昭和 3 3 年厚生省令第 2 7 号）第 1 6 条の規定に基づき、令和 7 年度結核の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号。以下「政令」という。）第 5 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市保健所
所長 笠 松 美 恵

1 対象者

- （1）生後 1 歳に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- （2）政令第 3 条第 2 項の規定により特定疾病に係る法第 5 条第 1 項の政令で定めるものとされる者

2 実施場所及び期間

- （1）実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- （2）実施期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 接種不相当者

- （1）当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- （2）明らかな発熱を呈している者
- （3）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- （4）当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- （5）結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- （6）その他予防接種を行うことが不適當な状態にある者

4 料金

無料

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

公 告

予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項及び予防接種実施規則（昭和 3 3 年厚生省令第 2 7 号）第 1 7 条の規定に基づき、令和 7 年度小児の肺炎球菌感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号。以下「政令」という。）第 5 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市保健所
所長 笠 松 美 恵

1 対象者

- （1）生後 2 月から生後 6 0 月に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- （2）政令第 3 条第 2 項の規定により特定疾病に係る法第 5 条第 1 項の政令で定める者とされる者

2 実施場所及び期間

- （1）実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- （2）実施期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 接種不相当者

- （1）当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- （2）明らかな発熱を呈している者
- （3）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- （4）当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- （5）その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

公 告

予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項及び予防接種実施規則（昭和 3 3 年厚生省令第 2 7 号）第 1 8 条の規定に基づき、令和 7 年度ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号。以下「政令」という。）第 5 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市保健所
所長 笠 松 美 恵

1 対象者

- （1）1 2 歳となる日の属する年度の初日から 1 6 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子。
ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- （2）令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間、HPV ワクチンのキャッチアップ接種について、次に掲げる者を対象とする。
 - ①令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの 3 年間の期間中に少なくとも 1 回以上接種している。
 - ②平成 9 年 4 月 2 日から平成 2 1 年 4 月 1 日までの間に生まれた女子
- （3）政令第 3 条第 2 項の規定により特定疾病に係る法第 5 条第 1 項の政令で定める者とされる者

2 実施場所及び期間

- （1）実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- （2）実施期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 接種不適当者

- （1）当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- （2）明らかな発熱を呈している者
- （3）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- （4）当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- （5）その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

公 告

予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項及び予防接種実施規則（昭和 3 3 年厚生省令第 2 7 号）第 1 9 条の規定に基づき、令和 7 年度水痘の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号。以下「政令」という。）第 5 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市保健所

所長 笠 松 美 恵

1 対象者

- （1）生後 1 2 月から生後 3 6 月に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- （2）政令第 3 条第 2 項の規定により特定疾病に係る法第 5 条第 1 項の政令で定める者とされる者

2 実施場所及び期間

- （1）実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- （2）実施期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 接種不相当者

- （1）当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- （2）明らかな発熱を呈している者
- （3）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- （4）当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- （5）その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

公 告

予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項及び予防接種実施規則（昭和 3 3 年厚生省令第 2 7 号）第 2 0 条の規定に基づき、令和 7 年度 B 型肝炎の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号。以下「政令」という。）第 5 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市保健所
所長 笠 松 美 恵

1 対象者

- （1）1 歳に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- （2）政令第 3 条第 2 項の規定により特定疾病に係る法第 5 条第 1 項の政令で定めるものとされる者

2 実施場所及び期間

- （1）実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- （2）実施期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 接種不相当者

- （1）当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- （2）明らかな発熱を呈している者
- （3）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- （4）当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- （5）HB s 抗原陽性の者の胎内又は産道において B 型肝炎ウイルスに感染するおそれのある者であつて、抗 HB s 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降 B 型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- （6）その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

公 告

予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項及び予防接種実施規則（昭和 3 3 年厚生省令第 2 7 号）第 2 1 条の規定に基づき、令和 7 年度ロタウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号。以下「政令」という。）第 5 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市保健所
所長 笠 松 美 恵

1 対象者

- （1）経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合は、出生 6 週 0 日後から 2 4 週 0 日後までの間にある者
- （2）五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合は、出生 6 週 0 日後から 3 2 週 0 日後までの間にある者

2 実施場所及び期間

- （1）実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- （2）実施期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 接種不適当者

- （1）当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- （2）明らかな発熱を呈している者
- （3）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- （4）当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- （5）腸重積症の既往があることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了した者を除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- （6）その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

公 告

予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項及び予防接種実施規則（昭和 3 3 年厚生省令第 2 7 号）第 2 2 条の規定に基づき、令和 7 年度インフルエンザの予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号。以下「政令」という。）第 5 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市保健所
所長 笠 松 美 恵

1 対象者

- （1）6 5 歳以上の者。ただし、当該疾病にかかっている者を除く。
- （2）6 0 歳以上 6 5 歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの。ただし、当該疾病にかかっている者を除く。

2 実施場所及び期間

- （1）実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- （2）実施期間 令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 1 月 3 1 日まで

3 接種不適当者

- （1）当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- （2）明らかな発熱を呈している者
- （3）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- （4）当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- （5）その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

自己負担金は、1 件につき 1, 0 0 0 円とする。ただし、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯に属する対象者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付受給者については自己負担金を免除する。

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

公 告

予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項及び予防接種実施規則（昭和 3 3 年厚生省令第 2 7 号）第 2 3 条の規定に基づき、令和 7 年度高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号。以下「政令」という。）第 5 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市保健所
所長 笠 松 美 恵

1 対象者

- (1) 6 5 歳の者
- (2) 6 0 歳以上 6 5 歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- (3) 政令第 3 条第 2 項の規定により特定疾病に係る法第 5 条第 1 項の政令で定めるものとされる者

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 接種不相当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る法第 5 条第 1 項の規定による予防接種を受けたことのある者
- (6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

自己負担金は、1 件につき 3, 0 0 0 円とする。ただし、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯に属する対象者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付受給者については自己負担金を免除する。

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

公 告

予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項及び予防接種実施規則（昭和 3 3 年厚生省令第 2 7 号）第 2 4 条の規定に基づき、令和 7 年度新型コロナウイルスの予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号。以下「政令」という。）第 5 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市保健所
所長 笠 松 美 恵

1 対象者

- （1）6 5 歳以上の者。ただし、当該疾病にかかっている者を除く。
- （2）6 0 歳以上 6 5 歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの。ただし、当該疾病にかかっている者を除く。

2 実施場所及び期間

- （1）実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- （2）実施期間 令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 接種不適当者

- （1）当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- （2）明らかな発熱を呈している者
- （3）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- （4）当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- （5）その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

自己負担金は、1 件につき 3, 0 0 0 円とする。ただし、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯に属する対象者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付受給者については自己負担金を免除する。

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

公 告

予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項及び予防接種実施規則（昭和 3 3 年厚生省令第 2 7 号）第 2 5 条の規定に基づき、令和 7 年度带状疱疹の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号。以下「政令」という。）第 5 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市保健所
所長 笠 松 美 恵

1 対象者

（1）6 5 歳、7 0 歳、7 5 歳、8 0 歳、8 5 歳、9 0 歳、9 5 歳、又は 1 0 0 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者及び 1 0 0 歳以上の者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

（2）6 0 歳以上 6 5 歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの。

2 実施場所及び期間

（1）実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関

（2）実施期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 接種不相当者

（1）当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

（2）明らかな発熱を呈している者

（3）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

（4）当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

（5）その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

自己負担金は、乾燥弱毒生水痘ワクチン 1 件につき 3, 0 0 0 円、乾燥組換え带状疱疹ワクチン 1 件に

つき 6, 0 0 0 とする。ただし、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯に属する対象者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付受給者については自己負担金を免除する。

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市農業委員会規程第1号

和歌山市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月1日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績

和歌山市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程

和歌山市農業委員会事務局処務規程（昭和45年農業委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「、事務副主査、技術副主査」を削る。

第5条中第17号を第18号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

（11）農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に関すること。

第14条第3項中「文書整理簿（別記様式第1号）及び」を削り、「別記様式第2号」を「別記様式第1号」とし、同条第4項中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」とし、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、文書管理システム（電子計算機を利用して文書の収受、起案、決裁、施行、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う電子計算組織をいう。以下同じ。）により処理するものを除く。

第14条第6項第1号中「番号簿（別記様式第4号）」を「文書管理システム」に改め、第3号から第4号までの規定中「文書整理簿」を「文書管理システム」に改める。

別記様式第1号を削り、別記様式第2号を別記様式第1号とし、別記様式第3号を別記様式第2号とし、別記様式第4号を削る。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年4月1日揭示済）

和歌山市企業局告示第 11 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金の収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

- 1 委託を受けた者
名称 株式会社紀陽銀行
住所又は事務所の所在地 和歌山市本町 1 丁目 35 番地
- 2 委託した公金事務に係る収入
水道料金及び下水道使用料
- 3 指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 委託をした日
令和 7 年 4 月 1 日

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市企業局告示第 12 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金の収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

1 委託を受けた者

(1) 名称 紀陽情報システム株式会社

住所又は事務所の所在地 和歌山市中之島 2240 番地

(2) 名称 地銀ネットワークサービス株式会社

住所又は事務所の所在地 東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号

(3) 収納事務取扱コンビニエンスストア及びスマートフォン等の電子機器による決済サービスを提供する会社（13 社）

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 27 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西 5 丁目 421 番地
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東 10 丁目 11 番地 4
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番地
株式会社 N T T ドコモ	東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号
K D D I 株式会社	東京都新宿区西新宿 2 丁目 3 番 2 号

2 委託した公金事務に係る収入

水道料金及び下水道使用料

3 指定をした日

令和 7 年 4 月 1 日

4 委託をした日

令和 7 年 4 月 1 日

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市企業局告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、公金の収納に関する事務を次のとおり委託したので、同法同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

1 委託を受けた者

名称 Pay Pay 株式会社

住所又は事務所の所在地 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

2 委託した公金事務に係る収入

水道料金及び下水道使用料

3 指定をした日

令和 7 年 4 月 1 日

4 委託をした日

令和 7 年 4 月 1 日

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市企業局告示第 14 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

1 委託を受けた者

名称 第一環境株式会社 関西支店

所在地 大阪市淀川区西中島 6 丁目 8 番 8 号

2 委託した公金事務に係る収入

水道料金、下水道使用料、工業用水道料金、下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金

3 指定をした日

令和 7 年 4 月 1 日

4 委託をした日

令和 7 年 4 月 1 日

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市企業局告示第15号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

- 1 委託を受けた者
名称 第一環境株式会社 関西支店
所在地 大阪市淀川区西中島6丁目8番8号
- 2 委託した公金事務に係る収入
集落排水処理施設使用料及び集落排水事業受益者分担金
- 3 指定をした日
令和7年4月1日
- 4 委託をした日
令和7年4月1日

（令和7年4月1日揭示済）

和歌山市企業局告示第 16 号

和歌山市企業局出納取扱金融機関及び和歌山市企業局収納取扱金融機関の指定（平成 30 年企業局告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

表中「

」を

「

」に改める。

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済）

公 告

和歌山市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和46年条例第21号）第5条の規定に基づき、令和7年度下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めたので、これを公告する。

令和7年4月1日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

賦課対象区域

杉ノ馬場一丁目、湊、砂山南四丁目、西小二里一丁目、西浜、西浜三丁目、塩屋五丁目、秋月、太田、出水、鳴神、中之島、中島、島橋東ノ丁、島橋西ノ丁、島橋南ノ丁、内原、紀三井寺、毛見、布引、三葛、松江東四丁目、松江中三丁目、松江北一丁目、松江北二丁目、松江北五丁目、木ノ本、古屋、梅原、土入、栗栖、出島、磯の浦、西庄、本脇、つつじが丘四丁目、加太、今福四丁目の各一部

（令和7年4月1日揭示済）